

7 原爆被爆者対策

〔現況及び施策の方向〕

本県の被爆者数は、第1表のとおりである。

被爆の影響により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に悩む被爆者に対し「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の対策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、各種の施策を推進する。

また、原爆養護ホームの整備・充実を図るとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
県 分	27,388	28,926	30,498
広島市分	64,302	66,660	68,886
計	91,690	95,586	99,384

(注) 1 年度末における被爆者健康手帳所持者数である。
2 県分とは、広島市分を除いた数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理対策（予算額 319,975千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 65,118千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、今なお、原子爆弾の障害作用により特別な状態にある被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、毎年定期2回、希望2回の一般検査を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施する。(昭和32年度創設)

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 232,278千円）

昭和63年度から、希望者に対して胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、多発性骨髄腫のがん検査を、平成4年度からは大腸がんの検査を年1回それぞれ国の施策として実施している。

このほか県独自の施策として、爆心地から半径1キロメートル以内の近距離直接被爆者に対する人間ドック方式による精密検査の実施などにより、疾病の早期発見、早期治療など健康管理に資するとともに(昭和50年度創設)、原爆被爆者相談員を設置し、被爆者対策の強化を図っている。(昭和52年度創設)

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分	平成25年度 (計画)	平成24年度	平成23年度
健康診断受診者証交付者数	68	71	77
一般健康診断受診者数	23,000	23,843	19,508
一般健康診断がん検査受診者数	10,000	10,070	10,569
精密健康診断受診者数	1,100	1,130	1,158
特別(入院精密)検査受診者数	170	174	178
交通手当	3,300	3,313	3,755

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業 (予算額 18,112 千円)

高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、被爆者の置かれた状況及び地域の実情に応じたきめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持向上を図っている。(平成 8 年創設)

(4) 健康意識相談等事業 (予算額 4,467 千円)

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。(平成 25 年度創設)

2 原爆被爆者援護対策

(1) 法に基づく手当等の支給 (予算額 11,849,462 千円)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当(身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額)を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。(昭和 43 年度創設)

第 3 表 法定諸手当支給状況

(単位 円, 人)

区分	医療特別手当	特別手当	原子爆弾小頭症手当	健康管理手当	保健手当		介護手当	葬祭料		
					一般分	高額分				
支給額	平成 25 年度	136,480	50,400	46,970	33,570	16,830	33,570	費用介護 重度 限度月額 104,290 中度 限度月額 69,680 家族介護 21,420	201,000	
	平成 24 年度	136,480	50,400	46,970	33,570	16,830	33,570	費用介護 重度 限度月額 104,290 中度 限度月額 69,520 家族介護 21,420	201,000	
支給状況(県分)	平成 24 年度	実人員	965	124	3	23,371	661	222	106	1,662
		延人員	12,640	1,530	36	291,634	8,111	2,775	1,810	—
	平成 23 年度	実人員	918	135	3	24,734	700	239	105	1,409
		延人員	13,340	1,650	36	308,197	8,740	2,951	1,670	—
	平成 22 年度	実人員	815	141	3	26,469	761	258	143	1,452
		延人員	13,284	1,697	36	323,123	9,565	3,118	2,036	—

(2) 県独自の援護事業 (予算額 714,347 千円)

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。(昭和 42 年度創設)

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。(平成 12 年度創設)

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分	平成25年度		平成24年度		平成23年度
	支 給 額	広 島 県 分		支給延人員	
		支 給 額	支給延人員		
被爆者就職支度金	40,000円	40,000円	0	0	
被爆者雇用奨励金	9,000円	9,000円	0	0	
被爆者特別検査促進手当	1日500円 2日を限度	1日500円 2日を限度	60	62	
認定被爆者通院交通費	実費	実費	514	619	
被爆者身体障害者福祉手当	16,830円	16,830円	36	36	
被爆者特別福祉手当	4,000円	4,000円	24	12	
介護手当付加金	月額43,310円以内	月額43,410円以内	202	186	
認定被爆者死亡弔慰金	10,000円	10,000円	88	70	
被爆者訪問介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる (介護予防)訪問介護サービス に要した費用の1割	同 左	11,611	11,316	
被爆者通所介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる (介護予防)通所介護,(介護 予防)認知症対応型通所介護 サービスに要した費用の1割	同 左	33,903	34,061	
被爆者短期入所生活介護 利用助成事業	介護保険給付の対象となる (介護予防)短期入所生活介 護サービスに要した費用の1 割	同 左	6,957	6,565	
被爆者小規模多機能型 居宅介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる (介護予防)小規模多機能型 居宅介護サービスに要した費 用の1割	同 左	2,564	2,230	
被爆者定期巡回・随時対応型 訪問介護看護利用助成事業	介護保険給付の対象となる定期 巡回・随時対応型訪問介護 看護サービスに要した費用の 1割(平成25年度新規事業)	—	—	—	
被爆者複合型サービス 利用助成事業	介護保険給付の対象となる複 合型サービスに要した費用の 1割(平成25年度新規事業)	—	—	—	
被爆者介護老人福祉施設等 利用助成事業	・介護保険給付の対象となる (地域密着型)介護老人福 祉施設の入所に要した費用 の1割	同 左	8,411	7,903	
	・養護老人ホーム等に入所し た場合の費用徴収額	同 左	872	927	
被爆者療養 保養事業	神田山荘 利用料250円助成	同 左	3,857	3,816	
	指定施設 休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度)	同 左	737	516	
被爆者温泉療養事業 (別府温泉療養研究所)	施設閉鎖のため、事業終了	同 左	0	7	

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業 (予算額 486千円)

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。(平成3年度創設)

3 広島原爆養護ホームの運営・整備 (予算額 347,604千円)

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム(舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園)に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、(公財)広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。(昭和45年度創設)

第5表 広島原爆養護ホーム入所状況（平成25年3月31日現在）

（単位 人）

区分	一般養護	特別養護	計
県分	19	80	99
定員	100	400	500

4 原爆被爆者関係施設整備

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備に対して補助する。（昭和43年度創設）

第6表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年度	医療機器整備補助	
	補助額	対象機器
平成25年度（予定）	16,000	・血液疾患管理検査システム
平成24年度	20,000	・放射線治療計画・情報システム
平成23年度	20,000	・総合血液検査システム

(2) その他関係団体への助成等（予算額 2,343 千円）

ア 財団法人広島市原爆被爆者協議会

（財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和54年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和42年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和57年度創設）

5 在外被爆者援護対策（予算額 93,225 千円）

平成14年度から開始した在外被爆者援護事業では、広島市、長崎県、長崎市と連携して、北米、南米、韓国等の在外被爆者の渡日支援事業等に取り組み、被爆に伴う健康上の不安を抱える在外被爆者の健康の保持増進に資する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省速報値，平成24年3月）

国・地域等	所持者数（人）
韓国	約3,060人
アメリカ	約970人
ブラジル	約150人
その他	約270人
計	約4,450人

(1) 手帳交付渡日支援事業（予算額 10,769 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。

(2) 健康相談等事業（予算額 55,783 千円）

在外被爆者の居住する北米へ専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。
また、在外被爆者の居住する南米で健康診断を行う。

(3) 渡日治療支援事業（予算額 2,769 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。

(4) 保健医療助成事業（予算額 19,473 千円）

南米 5 か国（ブラジル、パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ペルー）在住の被爆者が加入する保険料又は医療費を助成する。

(5) 手帳等交付事務（予算額 4,431 千円）

改正援護法に基づき、在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面談審査を行う。

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 19,565 千円）

世界各地で発生している放射線被曝事故等の被災者の医療に関し、広島が有する被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、国際協力の推進に資するため、放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2、広島市 1/2）を交付する。（平成 3 年度創設）

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成（医師、研究者等の I A E A への派遣）事業
- (5) I A E A との共同研究事業
- (6) 福島県健康管理調査支援事業

第 8 表 医師等受入研修・派遣状況

（単位 件、人）

区 分		件数	人数	内 容		
平成 24 年度	受入研修	独自受入	12	32	韓国 3件19人 アメリカ 3件6人 ブラジル 3件4人	ベラルーシ 1件1人 フィンランド 1件1人 スリランカ 1件1人
		共同受入	0	0		
		総合調整	0	0		
		計	12	32		
	派 遣			5		
平成 23 年度	受入研修	独自受入	9	15	アメリカ 3件3人 韓国 2件8人	ブラジル 3件3人 ラトビア 1件1人
		共同受入	0	0		
		総合調整	1	5		
		計	10	20		
	派 遣			5		
平成 22 年度	受入研修	独自受入	14	34	アメリカ 4件4人 韓国 4件24人 ブラジル 3件3人	モンゴル 1件1人 ラトビア 2件2人
		共同受入	0	0		
		総合調整	1	17		
		計	15	51		
	派 遣			2		

